

コワーキングスペースに関する利用規約

2023年3月23日制定

(趣旨)

第1条 この規約は、明治大学（以下「本大学」といいます。）地域産学連携研究センター（以下「センター」といいます。）のコワーキングスペースの利用について必要なことを定めています。

(目的)

第2条 コワーキングスペースは、本大学及び神奈川県域その他の地域における産学連携、地域連携、創業及び起業の事業活動拠点として利用されることを目的としています。

(利用者)

第3条 コワーキングスペースを利用できる者（以下「利用者」といいます。）は、次の各号のいずれかに該当する者としします。

- (1) 本大学の研究シーズを活用した起業者
- (2) 神奈川県及び川崎市の政策において重視される産業分野の開発を行う地域中小企業者等
- (3) 地域中小企業者等との産学連携型実用化開発を行う本大学の教職員（以下「教職員」といいます。）
- (4) 創業及び起業に取り組む本大学の学生
- (5) センターのテクノロジーインキュベーション室を利用している者（以下「インキュベーション室利用者」といいます。）
- (6) センターの試験分析装置等を利用している者（利用当日のみに限る）
- (7) その他特にセンター運営委員会が認めた者

2 利用者は、利用申込日に満18歳以上であることとしします。

3 利用者は、利用目的に限り、利用者以外の者を同伴することができることとしします。

(利用日及び利用時間)

第4条 コワーキングスペースの利用日及び利用時間は、次の各号に定めるとおりとしします。ただし、センターが点検又は修理その他の理由で指定する日及び時間帯は除きます。

- (1) 利用日 本大学が指定する休業日（夏期・冬期一斉休業等）、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く日
- (2) 利用時間 午前8時から午後8時まで

(利用申込み)

第5条 コワーキングスペースの利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます。）は、利用目的、利用期間等の必要事項をセンター指定の申込書及び方法で申し込むこととします。

(利用者に関する確認事項)

第6条 センターは、利用希望者に対して反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ若しくは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者又はその構成員をいう。以下同じ。）でないことを確認するものとします。

(利用申込みの受付期間)

第7条 利用申込みの受付期間は、センターが指定する期間とします。

(利用料)

第8条 利用希望者は、本大学が別途定める「学校法人明治大学地域産学連携研究センター施設管理・利用規程」に基づく利用料を本大学に支払うこととします。

(利用料の優遇)

第9条 利用希望者は、センターが別途定める「学校法人明治大学地域産学連携研究センターにおける利用料の減免に関する内規」に基づき、利用料の優遇を受けることができます。

(利用料の支払い)

第10条 コワーキングスペースの利用料は、一括又は月単位前払いとし、次の各号に定める期日までに、利用希望者の振込手数料負担で、センターが利用開始前に発行する「請求書」において指定する銀行口座（以下「指定口座」といいます。）に振り込むこととします。

(1) 初月の利用料（一括又は月単位前払いのいずれか）

利用開始日の7日前まで

(2) 2ヵ月目以降の利用料（一括又は月単位前払いのいずれか）

当該前月の20日まで

2 センターは利用者に対し、利用料支払いの事実を証する書類の提出を求めることがあります。

3 利用者が前条に定める利用料の優遇を受けて、利用料が免除される場合は、第1項の適用を除外します。

4 金融機関への振込依頼書又は払込受領書をもってセンターの領収書と代えるものとします。

(利用の承認)

第 1 1 条 センターは、第 5 条の規定に基づき利用の申込みを受けたときは、その利用の可否を判断の上、利用希望者へ通知します。

(利用の承諾)

第 1 2 条 センターは、前条で利用を承諾した利用希望者に対し、第 1 0 条第 1 項の利用料が指定口座に入金されていることを確認した後に、利用を承諾します。

(利用後の確認)

第 1 3 条 第 3 条第 1 項第 5 号及び第 6 号を除く利用者は、利用終了時に、利用期間における事業経営・創業・起業に関する利用（活動）実績等をセンター指定の報告書及び方法で報告し、センターによる面談を受けることとします。

(禁止事項)

第 1 4 条 センターでは、許可なく次の各号に該当する行為を禁止します。

- (1) 飲食、営業を目的とした物品の販売及び陳列並びに営利を目的とした役務を提供すること。
- (2) 特殊な装飾又は設備等を施すこと。
- (3) 音響又は振動を発すること。
- (4) 喫煙すること。
- (5) 指定する場所以外にポスター及びチラシ等を貼付すること。
- (6) センター及びセンター周辺でのちらし・ビラの配布及び募金活動等を行うこと。
- (7) 裸火、危険物又は悪臭を発する物品等を持ち込むこと。
- (8) その他のセンター利用者又は近隣住民の迷惑となる行為をすること。

(利用にかかる権利の譲渡・転貸の禁止)

第 1 5 条 利用者は、コワーキングスペースを利用する権利について、その名目のいかんを問わず、当該権利を第三者に譲渡すること又は当該権利に質権等の担保を設定することその他一切の処分行為をすることはできません。

2 利用者は、コワーキングスペースを賃貸、使用貸借その他名目のいかんを問わず第三者に利用させることはできません。

(利用の制限)

第 1 6 条 センターは、利用申込みの内容が、次の各号に該当する場合は、利用申込みを断ります。

- (1) センターの設置目的を逸脱し、又はセンターの品位を損なうおそれがあると認められるとき。

- (2) 法令に反するとき。
- (3) 公の秩序又は善良なる風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (4) 利用者が反社会的勢力であることが判明したとき。
- (5) 反社会的勢力の利益になると認められるとき。
- (6) センターの他の利用者に不都合又は支障が生じるおそれがあると認められるとき。
- (7) センター又は附帯する設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (8) センターの管理・運営上、支障があると認められるとき。
- (9) 利用者が、センター関係者に対して、次の各号に掲げるいずれかの行為に及んだとき。
 - ア 虚偽の事実を告げる行為
 - イ 粗野又は乱暴な言動を用い、並びに迷惑を覚えさせるような方法で訪問又は電話する行為
 - ウ 暴行又は脅迫その他の違法な行為
 - エ 金銭の支払い、責務の免除、契約の締結又は便宜の供与その他のセンターによる給付で、センターが法律上の義務を負わないものを、センターの意思に反して求める行為
- (10) 利用者が、法令違反又は不公正な営業等によって社会的信用を失ったとき。
- (11) 政治活動又は特定の宗教の布教活動が目的と認められるとき。
- (12) その他センターが不適當であると認めたとき。

(利用申込解除及び利用中止等)

第17条 センターは、次の各号に該当する場合には、利用申込承諾済み又は利用中であっても、利用申込解除又は利用中止等を行うことがあります。この場合において、利用者に損害が生じる場合があっても、センターは一切の責任を負いません。

- (1) 第14条から第16条までのいずれかに該当すると認められたとき。
- (2) 申込書に虚偽の記載があったとき又は利用目的若しくは利用内容等がセンターの承諾した目的又は内容と異なっていることが認められたとき。
- (3) 利用申込みの承諾を受けた場所以外での作業や会議等を行ったとき。
- (4) センターが定める規程等を遵守しなかったとき。
- (5) 法令に定める関係官公庁への届出を怠り、又はその指示に従わないとき。

- (6) 所定の期日までに利用料を指定口座に振り込まないとき。
- (7) 天変地異その他の不可抗力によって、センターの利用ができなくなり、又は人身及び財産に危険が生じるおそれがあると認められるとき。
- (8) センターの運営上、やむを得ない事情が生じたとき。
- (9) その他この規約に定める事項に違反したとき。

(利用料の返還等)

第18条 センターは、前条第7号又は第8号以外の事由により利用申込解除又は利用中止等をした場合は、事由のいかんにかかわらず、利用者から受領した利用料を一切返還しないこととします。なお、利用料の支払いを終えていない利用期間があるときは、当該利用期間の利用料を指定口座に振り込み、精算することとします。

(備品の貸出)

第19条 センターは、利用者が備品借用申込書を提出した場合、借用申込書の記載内容に基づいて貸し出すこととします。

(利用者の責務)

第20条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとします。

- (1) 常に善良なる管理者の注意をもって利用するものとします。
- (2) センターが定める規程及び利用規約等並びに関係法令の定める事項を自ら遵守するものとし、センターの管理運営上危険な行為及びその他の利用者に迷惑を与える行為を避けるものとします。
- (3) 不測の災害や事故に備えて、利用前にセンターの非常口、避難誘導方法及び消火器の位置等確認するものとします。
- (4) 自身の責任と負担において必要な損害賠償保険又は傷害保険等に加えるものとします。
- (5) センターの周辺は住宅地となっているので、近隣住民への最大限の配慮に努めるものとします。
- (6) 申込内容を厳守するものとします。
- (7) センターを経由しての電話、伝言又は郵便物等の取次ぎを依頼しないものとします。
- (8) センターで発生した一般ゴミは、分別の上、センター内の所定の場所に捨てるものとします。ただし、一般ゴミ以外の粗大ゴミ等は、持ち帰るものとします。
- (9) 荷物の搬入出用の駐車場はありますが、利用者の来所用の駐車場はありませんので、公共交通機関を利用して来所するものとします。
- (10) その他センターの利用に関しては、センターの関係者と相談の上、

その指示に従うものとします。

(施設点検等)

第21条 センターは、利用者がコワーキングスペース等を利用中であっても、センター又はセンターが指定する者による施設点検及び処置を行うことがあります。

(原状回復等)

第22条 利用者は、利用終了時にセンターが定める原状に回復して、センター又はセンターが指定する者の点検を受けて、センターから退館するものとします。ただし、連日で利用する場合は、最終利用日の利用終了時とする。

(損害賠償)

第23条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、故意又は過失を問わず、センター及び相手方の被った損害を賠償するものとします。

- (1) 利用者又は利用者の使用人、作業員等の関係者並びに参集者(以下「利用者等」といいます。)が、センター並びにその設備及び備品その他関連施設を毀損、汚損又は紛失した場合。
- (2) 利用者等が、センターの他の利用者等に損害を与えた場合。

(関係省庁等への届出)

第24条 利用者は、利用に際して、法令に定められた関係省庁への必要な届出及び許可申請等並びに関係機関への届出等を自らの責任と負担において行うものとします。

(免責事項)

第25条 センターは、次の各号のいずれかに該当する場合に、利用者がこれによって損害を受けても、その損害を賠償する責を負わないものとします。

- (1) 第17条に定める事由により、利用申込解除及び利用中止等をした場合
- (2) 不測の事故、天変地異並びに官公署の命令及び指導等により、センターの利用が不可能な事態が生じた場合
- (3) センターに地震、落雷又は火事等(以下「地震等」といいます。)が発生することが予想される旨の案内がセンターに流れたことによって、利用者が損害を受けた場合。ただし、地震等が実際に発生したかどうかは問わないものとします。
- (4) センターの故意又は過失によらない火災、盗難及び設備の故障等によって、利用者が損害を受けた場合

(利用規約の改廃)

第26条 この利用規約を改廃するときは、運営委員会の議を経ることとします。

附 則

この規約は、2023年（令和5年）4月1日から施行します。